

建具の防犯性能に関する 個別試験及び合同試験申請要領書



赤字は 旧版からの変更

平成 15 年 11 月 11 日制定

平成 19 年 3 月改訂

平成 20 年 3 月改訂

平成 25 年 5 月改訂

一般社団法人 日本サッシ協会

目 次

1.	適用範囲	-----	1
2.	試験申込申請・目録登録申請の手続き、申請申込先	-----	1
	2. 1 試験申込申請の手続き	-----	1
	2. 2 目録登録申請の手続き	-----	2
	2. 3 申請申込先	-----	3
3.	試験実施申請審査・目録登録に要する費用	-----	3
	3. 1 試験実施可否審査に要する費用	-----	3
	3. 2 試験実施に要する費用	-----	4
	3. 3 目録登録申請に要する費用	-----	4
	3. 4 費用の請求、振込み先	-----	4
4.	試験実施申込図書の作成要領	-----	5
	4. 1 試験実施図書の提出要領	-----	5
	4. 2. 1 個別試験受験申込書	-----	6
	4. 2. 2 合同試験受験申込書	-----	7
	4. 3. 1 個別試験実施用委任状	-----	8
	4. 3. 2 合同試験実施用委任状	-----	9
	4. 4 会社登記簿謄本	-----	10
	4. 5 試験体構造・仕様説明図書の作成要領	-----	10
	4. 5. 1 試験体構造・仕様説明図	-----	10
	4. 5. 2 防犯部品図	-----	11
	4. 5. 3 人為的侵入抵抗性社内試験報告書	-----	11
	4. 5. 4 防犯部品試験報告書	-----	11
	4. 5. 5 試験体納まり図	-----	11
	4. 6 その他資料	-----	12
	4. 7 試験体の作成要領	-----	13
	<u>【参考】試験体構造・仕様説明図 凡例</u>	-----	14～16
	<u>試験体納まり例 低層住宅用及びビル...</u>		
5.	目録登録申請図書の作成要領	-----	17
	5. 1 目録登録申請図書の提出要領	-----	17
	5. 2 目録登録申請図書	-----	18
	5. 3 誓約書	-----	19
	5. 4 委任状	-----	20
	5. 5 会社登記簿謄本	-----	20
	5. 6 目録登録商品名一覧表	-----	21
	5. 7. 1 試験体構造・仕様説明図	-----	22
	5. 7. 2 防犯部品図	-----	22
	5. 7. 3 防犯部品試験報告書	-----	22
	5. 7. 4 人的侵入抵抗性試験報告書	-----	22
	5. 8 その他の資料	-----	22

1. 適用範囲

この「建具の防犯性能に関する個別試験又は合同試験申請要領書」（以下個別試験要領書）は、登録審査申請窓口団体である、一般社団法人 日本サッシ協会（以下日本サッシ協会という）が「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で公表された「建具の防犯性能の試験に関する細則」1. 2（2）に定める、個別試験又は合同試験に係わる申請要領をまとめたものである。

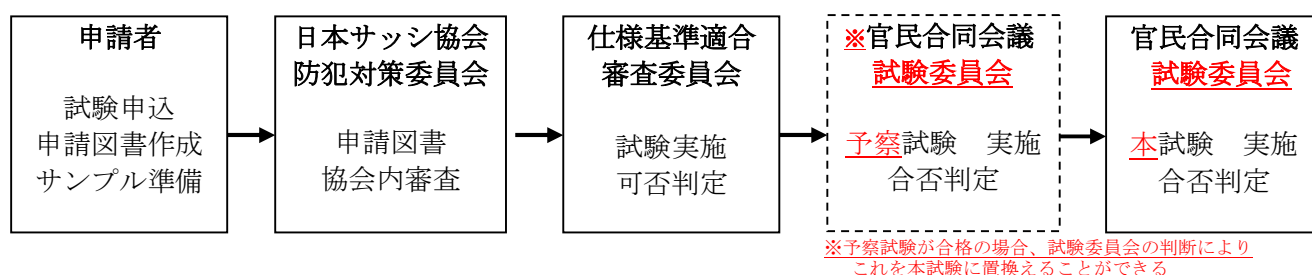
個別試験又は合同試験(以下試験)を受ける申請者は、必ず社内で人為的侵入抵抗性試験を実施し、5分以上の防犯性能を有していることを確認したうえ、この要領書に従って手続きを行うこととする。

尚、試験体の構造・仕様の面からみてほぼ同等の防犯性能を有することが見込まれる申請が3件以上ある場合には、申請者全員合意のもとに、合同試験を行うことができる。

2. 試験申込申請・目録登録申請の手続き、申請申込先

2. 1 試験申込申請の手続き

下記に試験申込から試験実施のフローを示す。



(1) 試験実施申込先

申請者は事前に日本サッシ協会に打合せを行い、以下の申請図書及び試験体サンプルを準備し試験申込を行う。

- 1) 試験申込書
- 2) 委任状（試験実施）
- 3) 会社登記簿謄本（新規申請の場合）
- 4) 試験体構造・仕様説明図書
 - ・試験体構造・仕様説明図、防犯部品図、人為的侵入抵抗性社内試験報告書、防犯部品試験報告、試験体納まり図など。
- 5) その他の資料

6) 各申請図書の商品名に使用する文字は下記とする。

- ①漢字、ひらがな、カタカナは全角とする。
- ②英数字は大文字半角とする。
- ③記号の「・」中点、「/」スラッシュ、「（ ）」「」括弧、カギ括弧などは全角とする、但し、「-」ハイフンは半角とする。

(2) 協会内審査

日本サッシ協会 防犯対策委員会は、申請者からの申請図書の内容を確認し、「建具の防犯性能の試験に関する細則」1. 2（1）運用に関する組織に定められた仕様基準適合審査委員会へ、試験実施の可否判定依頼を行う。

(3) 試験実施に係わる可否判定について

仕様基準適合審査委員会は、試験体の仕様、試験方法（手口、手順、攻撃工具）などを検討し、試験実施計画書案を作成し、日本サッシ協会を通じて官民合同会議試験委員会事務局へ試験実施申請を行う。

※「建具の人為的侵入抵抗性試験基準」に記載されている種類、開閉形式においては、試験項目、攻撃工具及び手順は、試験手順書に準じる。その他の種類、開閉形式の場合は、試験体サンプル及び試験当日の試験体実況見分に基づいて試験項目、攻撃工具及び手順を定めることとする。

(4) 試験の実施

1) 仕様基準適合審査委員会は、官民試験委員会からの試験実施計画書の承認、試験実施指示を受け本試験を実施する。

2) 予察試験の実施（試験細則6.（3））

申請図書による検討だけでは適切な試験手順や攻撃方法の設定が困難な場合には、試験に先たって官民試験委員会立会いのうえ、予察試験を行うことができる。

①予察試験終了後の試験委員会において、試験結果が十分防犯性能を有し合格と判定された場合は、委員会判断でこの結果をもって本試験に置換える事ができる。

②申請者は、予察試験合否判定において不合格となった場合は、日本サッシ協会を通じ指示された改善事項に対し、改善案を作成し提出する。

③仕様基準適合審査委員会は、改善案を確認し日本サッシ協会を通じて試験実施計画書案を作成し、官民合同会議試験委員会事務局へ本試験実施申請を行う。

④仕様基準適合審査委員会は、官民合同会議試験委員会からの試験実施計画書の承認、試験実施指示を受け本試験を実施する。

(5) 再試験について

1) 個別試験の場合（試験に関する細則8）

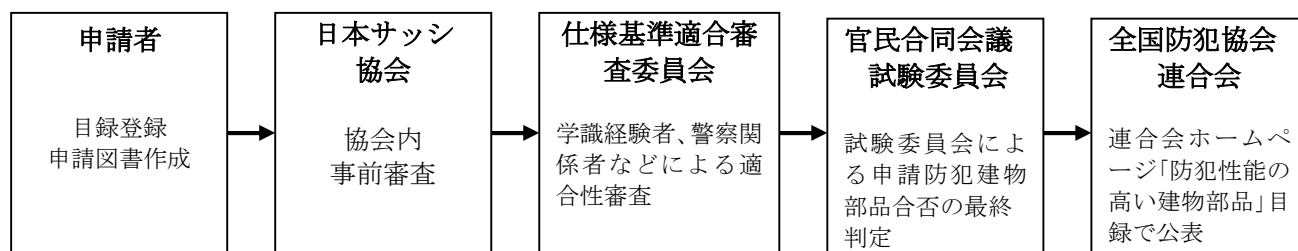
本試験において試験結果が不合格の場合、所要抵抗時間に満たない時間が1分以下の場合に限り、その原因を改善した旨を添えて再試験を申し込み、官民合同会議試験委員会が認めた場合は、原則1回に限り再試験を受けることができる。

2) 合同試験の場合（試験に関する細則7. 2）

本試験において代表試験体の3分の2が合格し、不合格となった試験体が所要抵抗時間に満たない時間が1分以下の場合に限り、受験者の希望に応じて、不合格となった試験体と同種の新たな試験体をもって同日に再試験を行うことができる。

2. 2 目録登録申請の手続き

試験に合格した場合の目録登録申請のフローを下記に示す。



- (1) 申請者は、試験に合格した建具の構造・仕様から、以下の申請図書を作成し目録登録申請を行う。

注：合同試験の場合は、各申請者毎に作成し申請する。

- 1) 目録登録申請書
 - 2) 誓約書
 - 3) 委任状（目録登録）
 - 4) 会社登記簿謄本（新規申請の場合）
 - 5) 目録登録商品名一覧表
 - 6) 試験体構造・仕様説明図書
 - ①試験体構造・仕様説明図
 - ②防犯部品図
 - ③人為的侵入抵抗性試験報告書
 - ④防犯部品試験報告書
 - ⑤試験体納まり図
 - 7) その他の資料
- (2) 申請者から提出された申請図書及び試験結果報告書に基づき、協会内審査、仕様基準適合審査委員会適合性審査をへて、官民合同会議試験委員会へ申請手続きを行う。
- (3) 官民合同会議試験委員会の合格判定をもって、公益財団法人 全国防犯協会連合会のホームページ「防犯性能の高い建物部品目録」へ掲載する。

2. 3 申請申込先

- (1) 試験申込に際しては、日本サッシ協会事務局へ必ず事前相談すること。
- (2) 申込先は下記とする。
- 申込先：一般社団法人 日本サッシ協会 事務局 **宇野宛**
 住 所：〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-21 日本酒造会館
 TEL：03-3500-3446 FAX：03-3500-3477
 E-mail：jsuno@nifty.com
- (3) 申請の申込受付は随時とする。
- (4) 各申請図書作成に必要なフォーマット（Word）が必要な場合はEメールにて上記へ依頼する。

3. 試験実施申請審査・目録登録に要する費用

3. 1 試験実施可否審査・手続きに要する費用

項 目	個別試験・合同試験
申請者からの試験申込に基づき、協会内審査、仕様基準適合審査委員会、官民合同会議試験委員会への試験実施申請などに要する費用 ・試験実施に至らない場合においても費用を負担していただきます。	1. 「試験計画書」に掲載されている種類・開閉形式 1品目7万円（会員4万5千円） 2品目以降2万円（会員3千円） 2. 「試験計画書」に掲載されていない 1品目17万円（会員5万円） 2品目以降2万円/件（会員3千円） 注：合同試験の場合でも、1社毎に上記金額とする。

3. 2 試験実施に要する費用

項 目	個別試験・合同試験
1. 試験会場、試験架台製作、その他設備費用 2. 審査委員、試験員、試験運用担当者の日当、旅費等の費用 3. 試験運営費用 4. 試験工具等の消耗品購入費用 5. 試験手順書、報告書等の作成費用	1. 個別試験は、受験者負担とする。 2. 合同試験の場合は以下とする。 ・費用の1/2は試験申請企業で按分 ・費用の1/2は試験回数に応じ申請企業で按分
<u>試験体及びサンプル製作、試験所への搬入搬出費用</u>	全額受験者負担とする。 (合同試験の場合は、申請企業間で協議)

3. 3 目録登録申請に要する費用

項 目	個別試験・合同試験
試験合格した商品の目録登録申請手続に要する費用 ・協会内審査、仕様基準適合審査委員会審査、官民合同会議試験委員会申請、目録登録申請に要する費用	1. 「試験計画書」に掲載されている種類・開閉形式 1品目3万円(会員5千円) 2品目以降1万円(会員2千円) 2. 「試験計画書」に掲載されていない 1品目3万円(会員5千円) 2品目以降1万円/件(会員2千円) <u>注：合同試験の場合でも、1社毎に上記金額とする。</u>

※2品目以降とは、1品目目の試験体と防犯に関する構造・仕様は同一であるが、戸の框見付・見込み寸法違い、枠形状の違い、段窓、連窓の組合せなどによる試験をいう。

3. 4 費用の請求、振込先

(1) 上記費用の支払については、審査終了後当協会より請求書の発行を行いますので申請者は1ヶ月以内に下記へ振込みください。

(2) 費用振込先 (口座名：一般社団法人 日本サッシ協会)

三菱東京UFJ銀行	青山支店	(普) 0030278
みずほ銀行	青山支店	(普) 0270316
りそな銀行	渋谷西支店	(普) 0144785
三井住友銀行	東京中央支店	(普) 7038389

4. 試験実施申込図書の作成要領

4. 1 試験実施図書の提出要領

- (1) 申請図書の日付は全て申請月の第1営業日とする。
- (2) 申請図書は、正副各1部の計2部作成し、ファイルに綴じ提出する。
- (3) 提出する申請図書は全てA4判とする。
- (4) ファイルの種類は、A4-S (タテ) コクヨ フラットファイルと同程度とする、ファイルの色は特別指示のない場合はピンク色とする。
- (5) ファイルの表紙には「建具の防犯性能に関する試験申請書」、申請年月、申請者名などを記入する。
- (6) 合同試験の場合は、全ての申請者名を記入する。
- (7) 申請図書の綴じ順は、受験申込書、委任状、会社登記簿謄本、試験体構造・仕様説明図書、試験体図、カタログの順とする。

■表紙 (ファイル) の表示

表紙 (ファイル) には以下の様式で表示を記載する。

*表紙 (上)

建具の防犯性能に関する 試験申請書 <u>(〇〇)</u> 平成〇年△月 <u>(□)</u>

8 cm

(〇〇)・・・(低層住宅用) 又は (ビル用)
(□)・・・(正) 又は (副) を記入

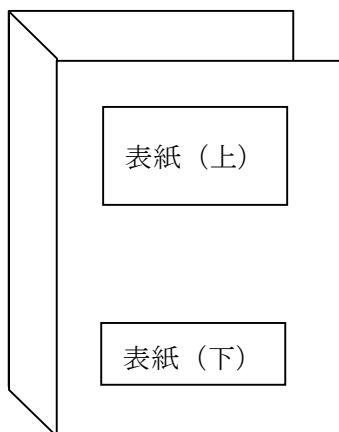
13 cm

* 紙 (下)

会 社 名

13 cm

3 cm、複数の場合は任意とする。



4. 2 受験申込書

4. 2. 1 個別試験受験申込書

- (1) 「様式1」を使用し「防犯性能の高い建物部品」個別試験受験申込書を種類、商品名毎に作成し申請する。
- (2) 会社名、本社所在地、代表者名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
- (3) 連絡窓口担当者とは、申請図書の記載事項に関する問合せに回答できる担当者をいう。

「様式1」

<p>「防犯性能の高い建物部品」個別試験受験申込書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>一般社団法人 日本サッシ協会 御中</p> <p>「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で公表された「建具の防犯性能の試験に関する細則」に基づく個別試験の実施に関し別添図書を添えて申請します。</p> <p>【申請者】</p> <p>会 社 名 印</p> <p>住 所 〒</p> <p>代表取締役 氏名</p>	
種 類	
開 閉 形 式	
商 品 名	
【連絡窓口担当者】 所 属 役 職 氏 名 電 話 F A X E-mail	

4. 2. 2 合同試験受験申込書

- (1) 「様式2」を使用し「防犯性能の高い建物部品」合同試験受験申込書を種類、商品名毎に作成し申請する。
- (2) 代表申請者の会社名、本社所在地、代表者名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
- (3) 合同申請者の会社名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
- (4) 代表連絡窓口担当者とは、申請図書に記載事項に関する問合せに回答できる担当者をいう。
「様式2」

「防犯性能の高い建物部品」合同試験受験申込書	
平成 年 月 日	
一般社団法人 日本サッシ協会 御中	
「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で公表された「建具の防犯性能の試験に関する細則」に基づく合同試験の実施に関し別添 <u>図書</u> を添えて申請します。	
【代表申請者】	
会 社 名	印
住 所 〒	
代表取締役 氏名	
【合同申請者】	
会 社 名	印
会 社 名	印
種 類	
開 閉 形 式	
代 表 商 品 名	
【代表連絡窓口担当者】	
所 属	
役 職	
氏 名	
電 話	
F A X	
E-mail	

4. 3 委任状

4. 3. 1 個別試験実施用委任状

- (1) 「様式3」を使用し試験実施依頼に関する委任状を作成し申請する。
- (2) 会社名、本社所在地、代表者名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
- (3) ※日本サッシ協会理事長は定期的に交代するので、都度確認のこと。

「様式3」

委 任 状

私儀、一般社団法人 日本サッシ協会理事長 ※〇〇〇〇 殿を
代理人と定め、下記権限を委任します。

記

当社が、「建具の防犯性能の試験に関する細則」で定められた
規定に基づき申請した個別試験実施及び判定に関する件。

平成 年 月 日

会 社 名

住 所 〒

代表取締役 氏名

印

4. 3. 2 合同試験実施用委任状

- (1) 「様式4」を使用し試験実施依頼に関する委任状を作成し申請する。
- (2) 代表申請者の会社名、本社所在地、代表者名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
- (3) ※日本サッシ協会理事長は定期的に交代するので、都度確認のこと。

「様式4」

委 任 状

私儀、一般社団法人 日本サッシ協会理事長 ※〇〇〇〇 殿を
代理人と定め、下記権限を委任します。

記

当社が、「建具の防犯性能の試験に関する細則」で定められた
規定に基づき申請した合同試験実施及び判定に関する件。

平成 年 月 日

代表会社名

印

住所 〒

代表取締役 氏名

4. 4 会社登記簿謄本

- (1) 新規申請者の場合は会社登記簿謄本を提出する。(コピーで可)

注：新規申請とは、建物部品の製造業者及び輸入業者がはじめて「防犯性能の高い建具」の申請をすることをいう、既に通則仕様申請や別の個別申請で防犯性能の高い建具が登録されている場合は、新規申請に該当しない。

- (2) 合同試験の場合は、新規申請に該当する申請者のみ提出する。

4. 5 試験体構造・仕様説明図書の作成要領

- ・合同試験の場合は、代表申請者が作成し申請する。

4. 5. 1 試験体構造・仕様説明図

- (1) 作成する図面用紙の大きさは、A3版とする、但し申請時にはA4版に縮小のうえ提出する。

- (2) 図枠は「様式5」を使用する、姿図欄、防犯部品欄、下段のタイトル欄の割付寸法は特に規定しない、各社の任意とする。

- (3) 試験体構造・仕様説明図には、たて・横断面図、詳細図、姿図、防犯部品リストを記入する。

- (4) 下段のタイトル欄には、該当する種類、商品名、開閉形式、会社名、申請会社管理図番を記入する。

- 1) 合同試験の場合は、代表会社名、代表商品名を記入する。

- 2) 申請会社管理図番の付けかたは特に規定しない、各社にて任意に設定し記入のこと。

- (5) 防犯部品欄

- 1) 防犯性能を確保する為に必要な、戸と枠又は戸と戸を拘束する部品を記入する。

- 2) 部品名欄には、番号(①～)に続き部品名を記入する。

- 3) 部品図番号欄には、部品名欄に記入した部品名該当する部品図番号を記入する。

- 4) 必要に応じ列・行を増減し記入する。

- (6) 姿図の作成

- 1) ドア関係、雨戸、面格子に該当するものは外観姿図、窓関係に該当するものは内観姿図で記入する。

- 2) 枠の外側線、内側線、戸の見付け線など3～4本程度の簡略作図でもよい。

- 3) 縮尺は規定しない。

- 4) 防犯部品の見え掛かり外形図を取付け位置に記入する。

- 5) 部品名欄に記入した左の番号(①～)を取付け位置から引き出して記入する。

- 6) 通則仕様申請要領書の9. 3. 4を参照のこと

- (7) たて・横断面図及び詳細図の作成

- 1) たて断面図は左側を外部とし横断面図は上側を外部とする。

- 2) 縮尺は1/2又は1/3で作成する、詳細図は縮尺を規定しない。

- 3) 断面図

- ①幅、高さ押さえを記入する、表記の仕方は特に規定しない。

- ②枠見込み、戸の見込・見付け寸法を記入する

- ③戸へのガラス呑み込み寸法などを記入する、また必要な場合は名称、材質、板厚などを記入する。

- ④その他作成要領は、通則仕様申請要領書の9. 3. 5を参照のこと。

「様式6」

備考		図名	試験体納まり図	開閉形式		申請会社管理図番	
		種類		商品名		社名	

4.6 その他の資料

- (1) 申請者と製造者が異なる場合は、申請者の販売代理権が確認できる書類も合わせて添付する。
- (2) 申請商品の規格サイズ、バリエーション等を示すカタログや資料を添付する。

4. 7 試験体の製作要領

試験体の数、仕様は当協会の指示に従い、下記の点に留意し試験体を製作すること。

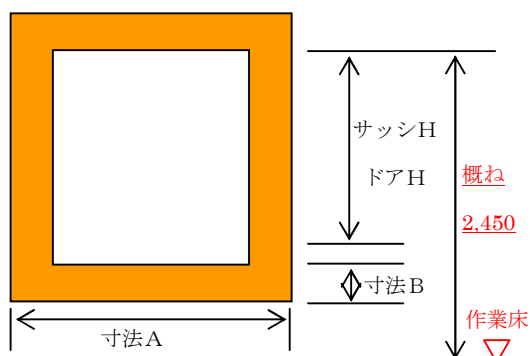
- (1) 低層住宅用試験体を取付ける周辺枠（試験体取付枠）の材料は木を使用し、その断面は 100 mm×100 mm 程度のものを使用する。試験体枠と周辺枠は木ねじを使用し固定する。
- (2) 低層住宅用の場合は、外壁を想定し 30 mm 程度の木材を貼り付け（コンパネ 15 mm を貼り合わせても可とする）、外壁想定木材と試験体枠の間にシーリング又はそれ相当のガスケット材を充填する。室内側の仕上げ面は窓枠又はフローリング材を想定し、木片を備える。
- (3) ビル用試験体を取付ける周辺枠（試験体取付枠）の材料は鉄製とし見込み寸法は 100 mm 程度とする。
- (4) ビル用試験体枠と周辺枠は、Lアングルなどを使用しねじ止めし固定する、又周辺枠上端両側より 200 mm の位置に揚重用フックボルトを取付ける。
- (5) 周辺枠の遵守すべき寸法は下表の「寸法A」及び「寸法B」とする。
- (6) 試験に使用するガラスは防犯ガラスとし、合わせ複層ガラスの場合は室内側面に合わせガラスを配置する。なお、ガラスの試験を行わない場合はフィルム貼り網入りガラスとする。
- (7) 試験体サイズは、下記を標準として当事者間で協議の上決定とする。

<試験計画書に掲載されている開閉形式>

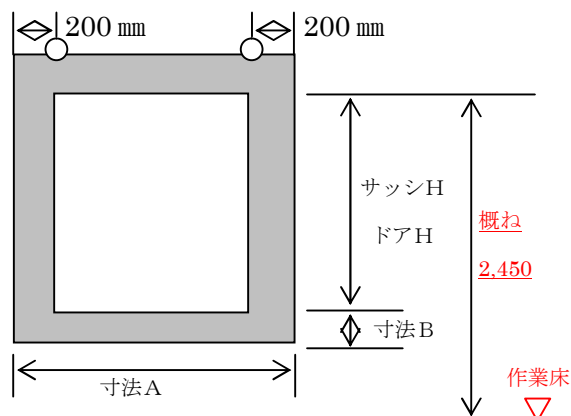
品目	住宅系		ビル系	
	※寸法A (mm)	※寸法B (mm)	※寸法A (mm)	※寸法B (mm)
ドア (A種)	1000±3	100±5		50±3
ガラスドア	1000±3		1000±3	
上げ下げ内蔵ドア	1000±3		1000±3	
引戸	1900±3			
ガラス引戸 (自動含む)			2200±3	
引き形式のサッシ	1900±3		2100±3	
開き形式のサッシ	850±3		1000±3	
折りたたみ形式のサッシ	2800±3		3000±3	
上げ下げ形式のサッシ	850±3		1000±3	
雨戸	1900±3			
面格子	1900±3			

※ 代表的な例を示す

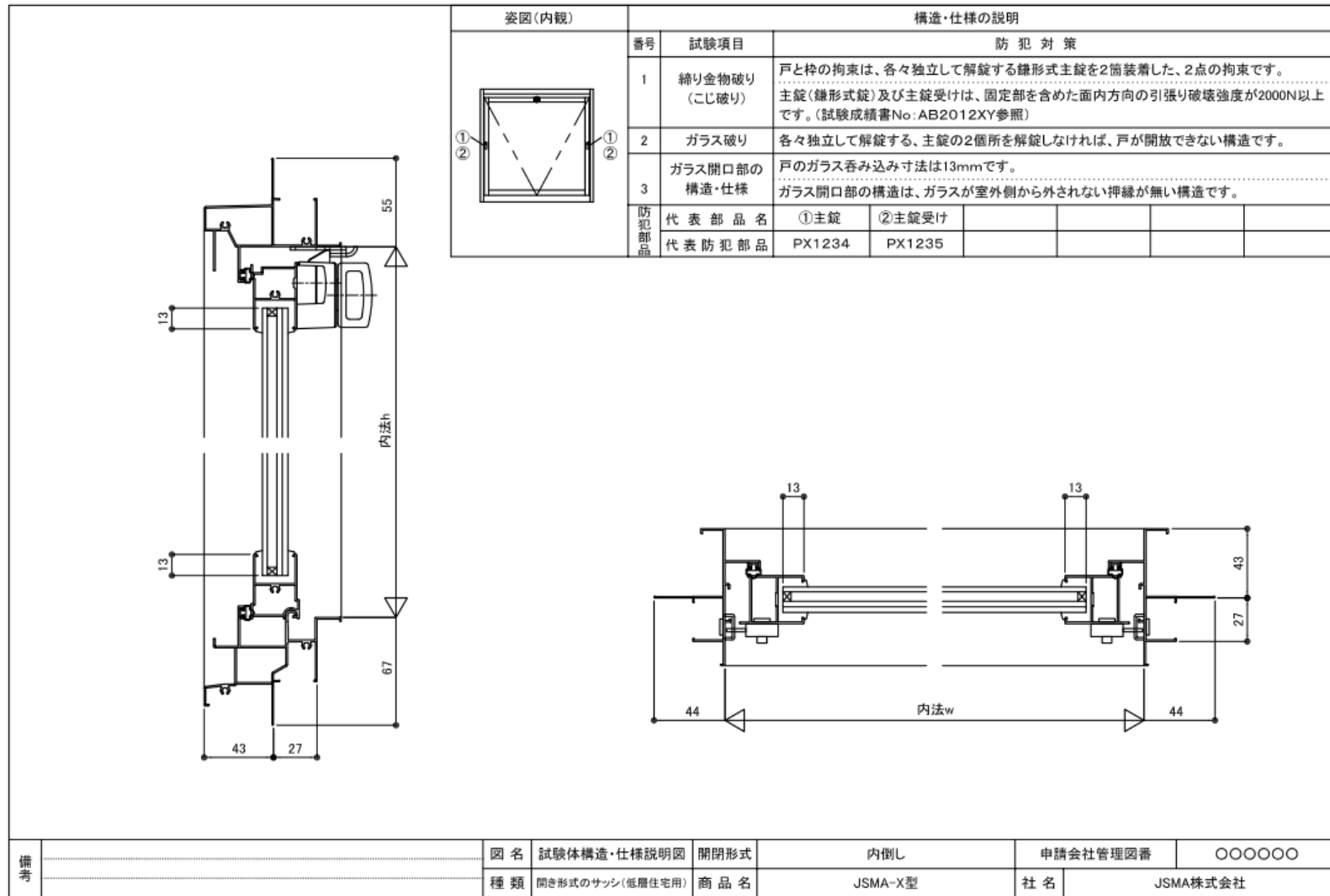
住宅系試験体取付枠姿図



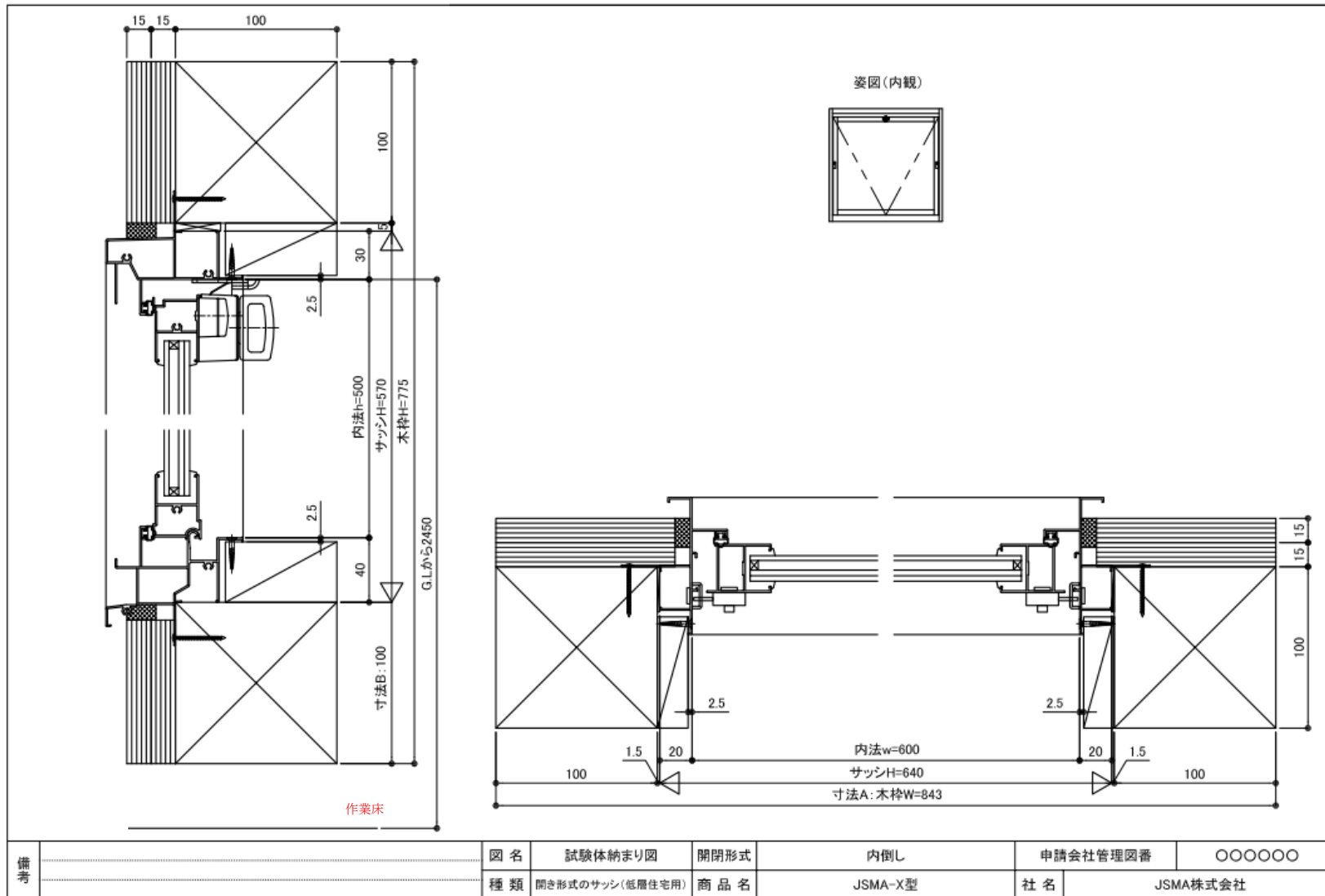
ビル系試験体取付枠姿図



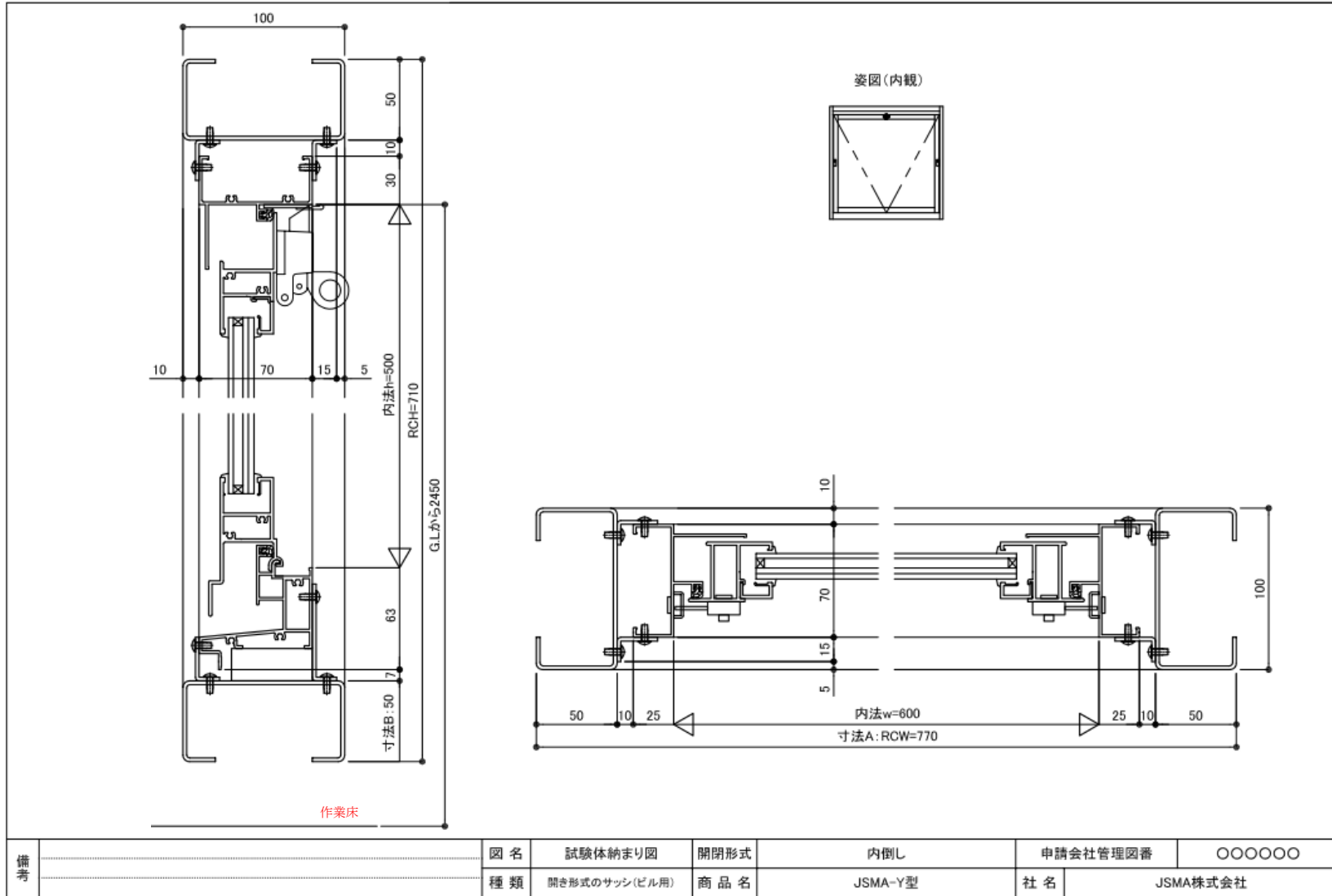
【試験体構造・仕様説明図 凡例】



【試験体納まり例 低層住宅用】



【試験体納まり例 ビル用】



備考	図名	試験体納まり図	開閉形式	内倒し	申請会社管理図番	○○○○○
	種類	開き形式のサッシ(ビル用)	商品名	JSMA-Y型	社名	JSMA株式会社

5. 目録登録申請図書の作成要領

(1) 試験に合格した場合は、目録登録申請書、誓約書、委任状、会社登記簿謄本（新規申請の場合）、目録登録商品名一覧表、試験体構造・仕様説明図、部品図などの申請図書を作成し、目録登録申請を行う。

(2) 合同試験の場合は、申請者各々が申請図書を作成し、目録登録申請を行う。

(3) 各申請図書の商品名に使用する文字は下記とする。

①漢字、ひらがな、カタカナは全角とする。

②英数字は大文字半角とする。

③記号の「・」中点、「/」スラッシュ、「（ ）」「」括弧、カギ括弧などは全角とする、但し、「-」ハイフンは半角とする。

5. 1 目録登録申請図書の提出要領

(1) 申請図書の日付は全て申請月の第1営業日とする。

(2) 申請図書は、正副各1部の計2部作成し、ファイルに綴じ提出する。

(3) 提出する申請図書は全てA4判とする。

(4) ファイルの種類は、A4-S（タテ）コクヨ フラットファイルと同程度とする、ファイルの色は特別指示のない場合はピンク色とする。

(5) ファイルの表紙には「建具の防犯性能に関する目録登録申請書」、申請年月、申請者名などを記入する。

(6) 申請図書の綴じ順は、目録登録申込書、誓約書、委任状、会社登記簿謄本、目録登録商品名一覧表、試験体構造・仕様説明図書、部品図、防犯部品試験報告、人為的侵入抵抗性試験報告書、その他の資料の順とする。

■表紙（ファイル）の表示

表紙（ファイル）には以下の様式で表示を記載する。

*表紙（上）

建具の防犯性能に関する 目録登録申請書(〇〇) 平成〇年△月_(□)	8 cm
--	------

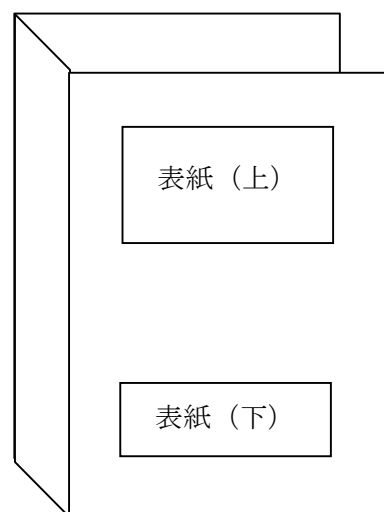
13 cm

(〇〇)・・・(低層住宅用) 又は (ビル用)
(□)・・・(正) 又は (副) を記入

*表紙（下）

会 社 名	3 cm
-------	------

13 cm



5. 2 目録登録申請書

- (1) 「様式7」を使用し「防犯性能の高い建物部品」目録登録申請書を種類毎に作成し申請する。
- (2) ※○○には、該当する個別試験又は合同試験のいずれかを記入する。
- (3) 会社名、本社所在地、代表者名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
- (4) 連絡窓口担当者とは、申請図書に記載事項に関する問合せに回答できる担当者をいう。
- (5) 顧客問合せ窓口とは、一般ユーザからの問合せに対応する窓口をいう。

「様式7」

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">「防犯性能の高い建物部品」目録登録申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">平成 年 月 日</p> <p>一般社団法人 日本サッシ協会 御中</p> <p style="margin: 10px 0;">防犯性能の高い建物部品※○○試験合格の結果に基づき別添図書を添えて目録登録申請します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">【申請者】</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">会 社 名 印</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">住 所 〒</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">代表取締役 氏名</p>	
種 類	
開 閉 形 式	
商 品 名	
<p>【連絡窓口担当者】</p> <p>所 属</p> <p>役 職</p> <p>氏 名</p> <p>電 話</p> <p>F A X</p> <p>E-mail</p> <p>【顧客問合せ窓口】</p> <p>住 所</p> <p>電話番号</p> <p>U R L</p>	

5.3 誓約書

- (1) 「様式8」を使用し「防犯性能の高い建物部品」目録登録誓約書を作成し申請する。
- (2) ※〇〇には、該当する個別試験又は合同試験のいずれかを記入する。
- (3) 会社名、本社所在地、代表者名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
- (4) 連絡窓口担当者とは、申請図書に記載事項に関する問合せに回答できる担当者をいう。

「様式8」

<p>「防犯性能の高い建物部品」目録登録誓約書</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>一般社団法人 日本サッシ協会 御中</p> <p>「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で公表された「建具の防犯性能の試験に関する細則」に定められた、※〇〇試験に合格した建具の登録を申請します。</p> <p>登録申請した商品が目録公表された後は、申請した構造・仕様を遵守し品質管理を行うことを誓約します。</p>	
<p>【申請者】</p> <p>会社名 :</p> <p>住 所 :</p> <p>代表取締役 氏名:</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印 </div>
種 類	
商 品 名	
開閉形式	
連絡窓口担当者 所 属 役 職 氏 名 電 話 F A X E - mail	

5. 4 委任状（目録登録申請用）

- (1) 「様式9」を使用し目録登録申請に関する委任状を作成し申請する。
- (2) 会社名、本社所在地、代表者名を記入し、社印又は代表者印を捺印する。
- (3) ※一般社団法人 日本サッシ協会理事長は定期的に交代するので、都度確認のこと。

「様式9」

委 任 状

私儀、一般社団法人 日本サッシ協会理事長 ※〇〇〇〇〇 殿を
代理人と定め、下記権限を委任します。

記

当社が、「建具の防犯性能の試験に関する細則」で定められた
規定に基づき申請した「防犯性能の高い建物部品」の目録登録
申請に関する件。

平成 年 月 日

会 社 名

住 所 〒

代表取締役 氏名

印

5. 5 会社登記簿謄本

- ・新規申請者の場合は会社登記簿謄本を提出する。(コピーで可)

5. 6 目録登録商品名一覧表

- (1) 新規申請企業及び既申請企業は、自社の目録登録商品全体の最新情報を把握する為に、今回申請する商品を含め、「様式10」を使用し、目録登録商品名一覧表を作成する。(最新情報は全国防犯協会連合会のホームページ防犯性能の高い建物部品目録で確認のこと)
- (2) 過去に申請している、通則仕様登録商品や個別商品を含め作成すること。
- (3) 作成要領の詳細は、通則仕様申請要領書 8. 10 目録登録商品名一覧表の作成を参照のこと。

「様式10」

目録登録商品名一覧表(/)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

[〇〇用]

会社名 〇〇〇 (株)

種類	ドア(A種)			ガラスドア	上げ下げ 内蔵ドア	引戸			ガラス引戸 (自動を含む)		引き形式 のサッシ			開き形式 のサッシ				折りたたみ形式 のサッシ		上げ下げ形式 のサッシ		雨戸	面格子					
	片開き	親子開き	両開き			片開き	片開き	引違い	片引き	両引き (引分け)	片引き	両引き (引分け)	引違い	片引き	両引き (引分け)	開き (内開き含む)	テラスドア	たてすべり出し (内開き含む)	横すべり出し	突き出し	個別申請品		片開き	両開き	片上げ下げ	両上げ下げ	雨戸 (断熱)	面格子付枠
商品名																												

5. 7 試験体構造・仕様説明図書

- ・合格した試験体の構造・仕様に基づき構造・仕様説明図書を作成し申請する。

5. 7. 1 試験体構造仕様・説明図

- ・本申請要領書の4. 5. 1 試験体構造・仕様説明図の作成要領に準じ作成し提出する。

5. 7. 2 防犯部品図

- (1) 試験体構造・仕様説明図の防犯部品欄に記入した部品図を提出する。
- (2) 防犯部品図の様式は問わない。

5. 7. 3 防犯部品試験報告書

- (1) 防犯部品の試験成績書がある場合は提出する。
- (2) 様式は問わない。

5. 7. 4 人為的侵入抵抗性試験報告書

- ・合格した、予察試験報告書又は本試験報告書を提出する。
※当協会から送付された報告書のコピーを提出する。

5. 8 その他の資料

- (1) 申請者と製造者が異なる場合は、申請者の販売代理権が確認できる書類も合わせて添付する。
- (2) 申請商品の規格サイズ、バリエーション等を示すカタログや資料を添付する。

以上